

神奈川県道路利用者会議規約

(名 称)

第1条 本会は、神奈川県道路利用者会議と称する。

(目 的)

第2条 本会は、道路利用者の総意に基づく神奈川県の道路の整備改善を促進することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会議は、神奈川県道路の直接間接の利用者たる団体・事業主体並びにこれに準ずるものをもって構成し、会員は、特別会員、正会員、賛助会員とする。

(事 務 局)

第4条 本会議は、事務局を神奈川県庁内に置く。

(役 員)

第5条 本会議に、会長、副会長5名以内、理事若干名、監事若干名を置き、任期は2年とする。

(顧問・参与)

第6条 本会議は、総会議決を経て顧問及び参与を置くことができる。

(会 議)

第7条 本会議は、毎年1回定時総会を開き、必要に応じ、臨時総会を開く。

2 会議は、会長が招集する。

(総 会)

第8条 総会は、次の重要事項を審議する。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員選挙
- (3) その他の重要事項

(理 事 会)

第9条 理事会は、理事をもって構成し、通常会務を処理する。

(議 事 規 則)

第10条 本会議の議事規則は、別にこれを定める。

(経 費)

第11条 本会議の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

2 特別会員の会費は、毎年度会長が別に定める。

3 正会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 市町村会員は、1市町村当たり15,000円と前々年度の県道路整備事業費の3万分の1の額を合計した額とする。
- (2) 市町村会員以外の会員は、20,000円とする。

4 賛助会員は、15,000円とする。

(会計報告)

第12条 本会議の収支計算は、総会に報告し承認を求める。

(細則)

第13条 本規約に規定するもののほか必要な事項は、細則をもって別に定める。

付 則

この規約は、昭和25年4月1日から施行する。

この規約は、昭和42年4月1日から施行する。

この規約は、昭和44年4月1日から施行する。

この規約は、昭和45年4月1日から施行する。

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

この規約は、平成元年4月1日から施行する。

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。